

福岡ヘルス・ラボ募集要項

1 事業の目的

福岡市では、人生100年時代の到来を見据えて、一人ひとりが心身ともに健康で“自分らしく”生きていける持続可能な社会システム、すなわち「個人」と「社会」双方が幸せになれる“健寿社会¹”の実現を目指す『福岡100』プロジェクトの一環として、「福岡ヘルス・ラボ」において市民参加型実証実験を行います。

「福岡ヘルス・ラボ」は、事業者が考える市民の健康維持・増進や介護予防などを期待できる製品・サービスや仕組み（以下、「プロダクト」という。）について、市民の参画を得ながらその効果を測定し、健康づくり等への効果を評価・認定する実証実験の仕組みで、市民の健康寿命の延伸、並びにプロダクトの普及の後押しを目的とします。

2 募集期間

平成29年9月4日(月)～9月29日(金)

3 募集条件

- (1) 健康維持・増進や介護予防などに関し、市民の意識・行動変容を目指すプロダクトの機能・効果等を福岡市内で実証する事業であること（ただし、医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに体内摂取する食品や侵襲²性の高い製品・サービスに関する実証実験は除く。）で、次の募集テーマに沿うこと

<募集テーマ>

普段の生活の中で、生活習慣病やロコモティブシンドロームなどの予防につながる健康行動に「楽しみながら」取り組めるプロダクト

¹ 健寿社会：必要な医療やサービスが受けられ、健康で自分らしく生きていける「個人の幸せ」と、効率的な制度や仕組みが構築され、保険料や税金の負担も抑えることができる「社会の幸せ」を両立できる持続可能な社会

² 侵襲：体に有害となる可能性のある行為とその程度のことを指す。福岡ヘルス・ラボにおける侵襲とは、身体への装着や運動・活動への参加等によって、参加する市民の身体又は精神に傷害や負担が生じることをいう。

- (2) 効果の測定並びに健康維持・増進や介護予防の有効性の分析をすること
- (3) 倫理審査等の必要な手続きについて、完了した、若しくは募集期間中であるかに関らず完了予定の、又は、今後行う予定の実証実験であること
- (4) 参加する市民の個人情報及び権利を守ること
- (5) 原則、参加する市民に対して経済的負担を求めないこと

4 応募資格

- (1) 日本国に事業所を有する法人、若しくは日本国に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体等であって、事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）
なお、複数の法人で共同して（企業等連合体として）応募する場合は、全ての法人が本資格を満たすこと
- (2) 福岡市内で実証実験が可能であること
- (3) 福岡市が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (4) 実証実験を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (6) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (7) 過去 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- (9) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと

5 提案内容

下記の項目について、全て記載してください。

- (1) プロダクトの概要
 - ① 名称
 - ② 対象者（主たるターゲット）
 - ③ そのプロダクトが持つ特徴
 - ④ 市民の健康維持・増進や介護予防における意義、有効性
- (2) 実証実験の方法

- ① 実施の時期及びその期間
 - ※ 効果測定を行う時期を明記してください。
 - ※ 福岡ヘルス・ラボとして実施時期を制限するものではありませんが、実証結果を明確にできる期間を、事前に専門家等とご相談のうえ提案してください。
- ② 実施地域又は場所
 - ※ 市民が効果の実証に参加しますので、福岡市内で実施することを推奨します。
 - ※ アプリケーションや遠隔地へ提供するプログラムなど市外での実施に合理的な理由を認める場合は、この限りではありません。
- ③ 参加者数
- ④ 参加者の選定条件
- ⑤ 参加者の除外条件
- ⑥ 実証実験で参加者に求める行動や内容
- (3) 参加者の安全の確保
 - ① 実証実験の中止条件
 - ② 参加者個人に対する停止条件
- (4) 実証実験において想定される事故とその補償方法
- (5) 実証実験による成果の活用方法
- (6) 実証実験の実施体制
- (7) 個人情報の取扱い
- (8) スケジュール
- (9) 参加者への配慮

6 提出書類

(1) 提出書類の種類

提出書類		説明
提案書類	応募申込書兼誓約書	「様式 1」 ※ 任意の様式による事業提案書を含みます。 ※ 共同事業体による応募の場合 代表事業者名で作成し、提出してください。
	法人概要・事業経歴書	「様式 2」 ※ 共同事業体による応募の場合 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に作成し、提出してください。
	共同事業体調書	「様式 3」
添付書類	登記事項証明書 (全部事項証明)	● 法務局発行の「現在事項全部証明書」 ● 役員全員の名前が記載されていることを確認してください。 ※ 共同事業体による応募の場合 共同事業体を構成する事業者すべてについて取得し、提出してください。
	財務諸表	● 直近の決算 2 年分の、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し ※ 共同事業体による応募の場合 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に提出してください。
	申請者の概要がわかるもの	● 会社概要、プロダクトのパンフレットなど

- ① 上記は、平成 29 年 7 月 1 日以降発行された原本を提出してください。
- ② 事業提案書（様式 1 の添付資料）の様式は自由ですが、A4 縦又は A4 横の横書きを基本としてください。

(2) 提出書類の部数

- ① 1つの事業者による応募の場合
 - 提案書類（「様式1（事業提案書を含む）」「様式2」）は各8部（1部原本、残り7部は複写可）
 - 添付資料は各1部
- ② 共同事業者による応募の場合
 - 提案書類（「様式1（事業提案書を含む）」「様式2」「様式3」）は各8部（1部原本、残り7部は複写可）
 - 添付資料は、構成する事業者全てにつき個別に各1部

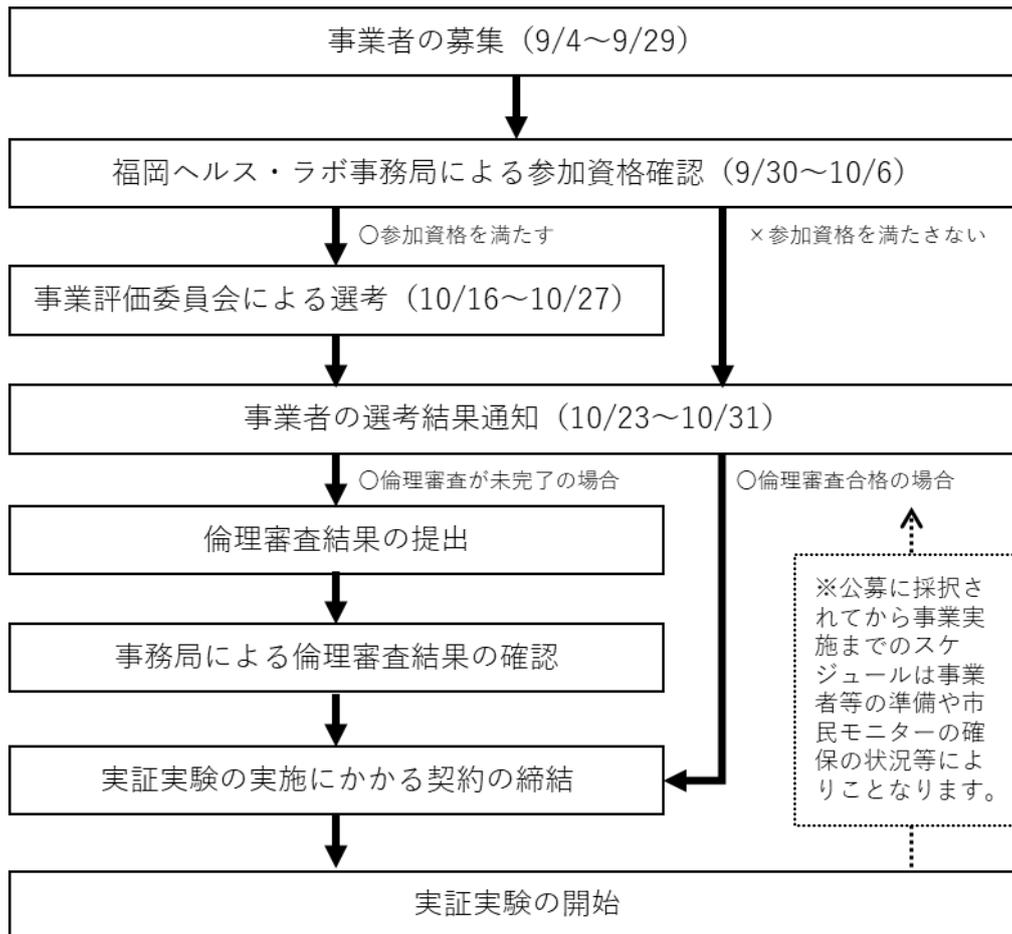
(3) 提出書類の取扱い

- ① 「事業提案書兼誓約書」ほか提出書類の提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ② 提出書類は返却しません。提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案の選考以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ③ 提出いただいた書類は、提案の選考事務に必要な場合、複製することがあります。
- ④ 選定された提案は、福岡ヘルス・ラボ事業評価委員会（以下、「事業評価委員会」という。）との協議により、内容の変更を求めることがあります。

7 募集スケジュール

(1) 募集開始から実証実験の開始までの流れ

募集から、実証実験の開始までの流れは以下のとおりです。



8 説明会

提案に関する福岡ヘルス・ラボ事務局からの説明会等は特に設けておりません。提案に関するご質問は「9 質問書の提出」をご確認ください。

9 質問書の提出

(1) 提出期限・方法

平成 29 年 9 月 15 日(金) 17 時までに、電子メールで照会し、質問票を提

出した旨を電話で連絡してください。

(2) 提出書類

質問票（様式4）

(3) 回答

質問に対する回答は、受付後3営業日以内に福岡地域戦略推進協議会ホームページ内（URL：<http://www.fukuoka-dc.jpn.com/?p=20334>）に掲載します。

10 提案書の提出

(1) 提出期限・提出方法

平成29年9月29日（金） 17時までに、郵送（必着）又は持参してください。

(2) 送付・持参先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内

福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館

TEL：092-733-5682 / FAX：092-733-5680

受付時間 平日9：00～17：00

(3) その他留意事項

① 提出期限を過ぎての提出は、理由の如何によらず受理できません。

② 提案に係る一切の費用は、申請事業者が負担するものとします。

11 提案の選考

(1) 選考方法

① 提案は、事業評価委員会を開催し、審査基準に基づき選定します。

② なお、提案内容について、事業評価委員会での説明を求める場合があります。説明をお願いする場合の詳細な時間等は、後日、対象事業者事務局よりeメール及び電話で連絡します。

(2) 審査基準

審査は以下の観点から総合的に判断して行います。

① 事業の目的・テーマを踏まえた提案になっているか

② 市民の健康維持・増進や介護予防における意義、有効性

③ 参加者の負担度合い

- ④ 参加者の安全安心の確保
- ⑤ エンターテインメント性（「楽しみながら」できること）、自然さ（「無理なく」できること）
- ⑥ 実証実験の実現可能性
- ⑦ 実証実験で得られた成果の活用方法
- ⑧ 参加者の個人情報等の保護

(3) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、事業評価委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

1 2 結果通知

平成 29 年 9 月 30 日 17 時までに e メールにより申請した事業者全員に通知する予定です。

採択された事業者とプロダクトの名称については、福岡ヘルス・ラボのホームページで公表します。

なお、結果に関する問い合わせはお受けできません。

1 3 選定後の実施の流れ

(1) 実施計画書の提出

- ① 事業者は、必要に応じて実証実験の詳細を計画した実施計画書を事務局に提出してください。
- ② 応募時に倫理審査を終了していないプロダクトは、必ず審査の合格が確認できる書類を添付してください。

(2) 契約書の締結

事業者と事務局との間で実証実験に関する契約書を締結します。

(3) 事業に協力いただく市民の募集

- ① 実証実験への参加者を募集します。なお、特定のフィールド（地域）での実証実験を行う場合は、福岡ヘルス・ラボ事務局がマッチングを行うことができます。
- ② 事業者は、必要に応じて参加を希望する市民への説明会やプレゼンテーション等を開催します。

- ③ 実証実験に参加する市民を決定し、事業者と市民との間で契約を締結します。

(4) 実証実験

- ① 倫理審査で承認された方法に基づき、市民モニターの協力を得てプロダクトの実証及び効果測定を行います。
- ② 効果測定中は、事業評価委員会が求める測定現場、データの保管方法、分析方法等の確認をすることがあります。
- ③ 実証実験で得られたデータを分析し、健康維持・増進や介護予防に寄与しているかを検証し、プロダクトの有効性を確認します。

(5) 実証の結果の評価

- ① 実証実験で得られたデータの分析結果を事業評価委員会へ提出してください。
- ② 事業評価委員会は、事業者による分析結果を審査し、その結果を福岡ヘルス・ラボ運営委員会に進達します。
- ③ 事業評価委員会の結果が、市民の健康維持・増進や介護予防に寄与するものであると認める場合は、福岡ヘルス・ラボの認定を受けることができます。

1 4 注意事項

- (1) 事業者には、事業評価委員会より事業の進捗や事業成果等の状況について報告を求めます。また、必要に応じ、進捗・状況確認のため現地に赴く場合があります。
- (2) 事業者は、事業が終了した場合、事業評価委員会へ事業報告書を提出すること。
- (3) 事業評価委員会から事業者への知的財産権の利用状況調査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応等にかかる費用は、事業者が負担するものとします。
- (4) 実証実験の参加者の選定条件等により、対象となる市民モニターが集まらない場合など、実証実験が行えないことがあります。

1 5 お問い合わせ先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内

福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館

TEL： 092-733-5682 / FAX： 092-733-5680

受付時間 平日 9：00～17：00

以上